

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 株式会社大分銀行

【英訳名】 THE OITA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 姫野 昌治

【本店の所在の場所】 大分県大分市府内町三丁目4番1号

【電話番号】 (097)534-1111

【事務連絡者氏名】 総務部長 宮本 尚

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番4号（日本橋プラザビル内）

【電話番号】 (03)3273-0051

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 糸永 弥

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社大分銀行東京支店
(所在地) 東京都中央区日本橋二丁目3番4号
名称 株式会社大分銀行福岡支店
(所在地) 福岡市博多区中洲五丁目6番20号
名称 株式会社東京証券取引所
(所在地) 東京都中央区日本橋兜町2番1号
名称 証券会員制法人福岡証券取引所
(所在地) 福岡市中央区天神二丁目14番2号

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当行第209期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金4円

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 80億円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 80億円

第2号議案 定款一部変更の件

監査役に欠員が生じた場合に補欠の監査役を選任することを可能にするため、補欠監査役の選任およびその任期に関する規定を新設・追加することに伴い、定款の一部変更を行うもの。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、姫野昌治、清水進英、後藤富一郎、兒玉雅紀、菊口邦弘および田中賢児を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小島庸匡を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、岡村邦彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果および 賛成割合 (%) | |
|--------------------|------------|------------|------------|------|-------------------------|-------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 116,864 | 796 | 42 | (注)1 | 可決 | 91.49 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 117,547 | 113 | 42 | (注)2 | 可決 | 92.02 |
| 第3号議案 取締役6名選任の件 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------|---------|-------|----|-------|----|-------|
| 姫野 昌治 | 114,884 | 2,776 | 42 | (注) 3 | 可決 | 89.94 |
| 清水 進英 | 116,652 | 1,008 | 42 | | 可決 | 91.32 |
| 後藤 富一郎 | 116,652 | 1,008 | 42 | | 可決 | 91.32 |
| 兒玉 雅紀 | 116,652 | 1,008 | 42 | | 可決 | 91.32 |
| 菊口 邦弘 | 116,649 | 1,011 | 42 | | 可決 | 91.32 |
| 田中 賢児 | 116,652 | 1,008 | 42 | | 可決 | 91.32 |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | | | | | | |
| 小島 庸匡 | 117,380 | 280 | 42 | (注) 3 | 可決 | 91.89 |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | | |
| 岡村 邦彦 | 113,366 | 4,294 | 42 | (注) 3 | 可決 | 88.75 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。